

第14回千葉市景観総合審議会

議案資料

令和3年5月25日

議案第1号

会長の選出

千葉市景観総合審議会設置条例第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により、会長を定める。

議案第2号

副会長の指名

千葉市景観総合審議会設置条例第4条第3項の規定に基づき、副会長について、委員のうちから会長が指名する。

議案第3号

会議録署名人の指名

千葉市景観総合審議会運営要領第5条第2項の規定に基づき、会長以外の会議録署名人となる委員について、会長が指名する。

議案第4号

景観計画改定検討部会設置要綱の策定

景観計画改定検討部会設置要綱を、次のとおり策定する。

1 要綱

別紙のとおり

2 目的

千葉県景観計画の改定の検討

3 設置理由

専門的な知見からの助言及び市民目線からの意見を得ながら検討を進めるため。

4 施行日

令和3年5月25日（予定）

議案第4号（別紙）

景観計画改定検討部会設置要綱

（設置）

第1条 千葉市景観計画の改定の検討を目的とし、千葉市景観総合審議会設置条例（平成22年千葉市条例第103号。以下「条例」という。）の定めるところにより、千葉市景観総合審議会（以下「審議会」という。）に景観計画改定検討部会を設置する。

（組織等）

第2条 景観計画改定検討部会の委員は、審議会の委員のうちから、審議会会長が指名する。

（審議等）

第3条 部会長は、千葉市景観計画の改定の方向性に関する事項その他必要な事項について審議するものとする。

2 部会長は、条例第7条第6項に基づき審議会に報告するものとする。

（会議の非公開）

第4条 景観計画改定検討部会は、千葉市情報公開条例施行規則（平成12年千葉市規則第95号）第12条第1項第2号により千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条第5号に該当するため、非公開とする。

附 則

この規程は、令和3年 月 日から施行する。

議案第5号

千葉県都市文化賞実施要綱・要領の一部改正

千葉県都市文化賞実施要綱の一部を、次のとおり改正する。

1 改正内容（新旧対照表は別紙1のとおり）

第6条を改正し、審議会委員のうちから部会の委員を指名できるようにする。

2 改正理由

専門的な知見のみならず、様々な視点からの意見を反映するため。

3 施行日

令和3年5月25日（予定）

千葉県都市文化賞実施要領の一部を、次のとおり改正する。

1 改正内容（新旧対照表は別紙2のとおり）

第2条を改正し、都市文化賞の応募期間を7月1日から9月30日までの3ヶ月間とする。

2 改正理由

応募期間を長くすることで、より多くの作品を募集するため。

3 施行日

令和3年5月25日（予定）

議案第5号（別紙1）

新旧対照表（千葉市都市文化賞実施要綱）

改 正 前	改 正 後
<p>（目的） 第1条 ～ 第5条（略）</p> <p>（組織等） 第6条 表彰選考部会の委員は、審議会の<u>学識経 験者</u>のうちから審議会の会長が指名する。</p> <p>（都市文化賞の決定） 第7条 ～ 第11条（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年7月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年6月13日から施行する 。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月17日から施行する。</p>	<p>（目的） 第1条 ～ 第5条（略）</p> <p>（組織等） 第6条 表彰選考部会の委員は、審議会の<u>委員</u>の うちから審議会の会長が指名する。</p> <p>（都市文化賞の決定） 第7条 ～ 第11条（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年7月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年6月13日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月17日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和3年5月25日から施行する。</u></p>

議案第5号（別紙2）

新旧対照表（千葉市都市文化賞実施要領）

改正前	改正後
<p>(趣旨) 第1条（略）</p> <p>(応募期間等) 第2条 都市文化賞の応募期間は、7月1日より<u>8月31日</u>までの<u>2</u>ヶ月間とする。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。</p> <p>(応募方法) 第3条～第7条（略）</p> <p>附則 この要綱は、平成23年7月4日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年5月22日から施行する。</p>	<p>(趣旨) 第1条（略）</p> <p>(応募期間等) 第2条 都市文化賞の応募期間は、7月1日より<u>9月30日</u>までの<u>3</u>ヶ月間とする。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。</p> <p>(都市文化賞の決定) 第3条～第7条（略）</p> <p>附則 この要綱は、平成23年7月4日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年5月22日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和3年5月25日から施行する。</u></p>

議案第6号

各部会委員の指名

千葉市景観総合審議会設置条例第7条第2項の規定に基づき、部会を組織する委員について、会長が指名する。